

令和4年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 健康づくりと保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	2
3 子育て環境の充実	4
第 2 章 生活環境	6
1 生活の安全性確保	6
2 衛生的な環境づくり	7
3 地域の環境保全	8
第 3 章 都市建設	9
1 計画的な土地利用	9
2 都市基盤の整備・管理	9
3 居住環境の整備	11
第 4 章 産業経済	13
1 農林水産業の振興	13
2 商工業の振興	14
3 創業支援と就労環境整備	15
第 5 章 教育文化	15
1 学校教育の充実	15
2 社会教育の充実	16
3 文化振興と文化財保護	17
第 6 章 市民協働	18
1 協働体制の確立	18
2 にぎわい創出と魅力発信	18
3 人権の尊重	20
第 7 章 行政管理	20
1 効率的な行財政運営	20

はじめに

令和4年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、月例経済報告では、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待されているものの、感染症の影響や、原材料価格の動向に十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」において、ポストコロナの経済社会のビジョンを示し、この4つの原動力の推進に取り組んでいくほか、財政の健全化に向けてこれまでの歳出の改革を継続していくこととしております。

地方では、地方財政計画に基づき、一般財源総額は概ね確保されており、本市においても、コロナ禍にもかかわらず国税収入の^{そこがた}底堅さから、市税や地方交付税等の一般財源の下振れリスクが抑えられているものの、長期化する新型コロナウイルス感染症が社会経済情勢に与える影響は、依然として不透明であり、予断を許さない状況にあります。

一方、近年の自然災害や感染症等の危機管理への対応やコロナ時代を見据えたデジタル化等の推進など、新たな行政需要や社会経済環境の変化に適切に対応しなければなりません。また、直面する少子高齢化や地域活性化等の課題を着実に前進させるためには、「財政構造の見直し指針」に基づき、徹底した行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による持続可能な行財政運営が求められます。

本年度も、総合計画や総合戦略に沿った各種施策を着実に具現化するとともに、最重点政策として掲げる「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」に、官民協働の「オール下松」で取り組み、「住みよさを実感できるまち くだまつ」の実現に向けて鋭意努めてまいります。

第1章 健康福祉

1 健康づくりと保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進

市民が生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に取り組みます。

医師会等の関係機関との連携を図り、新型コロナウイルスワクチンの接種事業を推進します。

健（検）診案内の送付対象者の拡充を図り、受診率の向上に努めます。

(2) 地域医療の充実

高齢者人口が増加する中、医療と介護の連携を図り、安心して医療や介護が受けられる体制を推進します。

医師会や病院群輪番制病院との連携を図り、休日における医療提供体制の充実に努めます。

(3) 医療保険の安定運営

国民健康保険は、医療費の適正化や収納率の向上を図るとともに、令和6年度以降実施される保険料水準の県統一化に備え、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業では、脳ドックの自己負担額の引下げや特定保健指導事業の委託拡大により受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止を推進するとともに、被保険者の健康寿命の延伸に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 福祉意識の醸成と環境づくり

「地域福祉計画」に基づき、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向け、地域福祉の更なる充実を目指します。

地域に根差した福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動支援を行います。

老朽化が著しく倒壊の危険があり、地元協議が整った老人集会所の解体工事を行います。

地域共生社会の実現に向け、障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、バリアフリー思想の普及・啓発に努めます。

(2) 人材の育成と団体の活動支援

地域福祉活動推進の中核的存在である社会福祉協議会の運営費を助成するとともに、老朽化した下松福祉センターの施設改修費用を補助します。

介護サービスの安定的な提供を図るため、介護保険事業者等と協働し、介護人材の確保に取り組みます。

(3) 包括的な相談・支援体制の構築

「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の地域での生活を支えるための様々な施策に取り組みます。

介護保険料は、低所得者向けの負担軽減を行います。

判断能力が不十分な人の権利を守るため設置する中核機関において、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。

障害者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労の支援、雇用の促進を図ります。

生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援事業や家計改善支援事業を実施するとともに、新たに就労準備支援事業に取り組みます。

(4) 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

高齢者の長寿祝福のため、敬老祝金及び長寿記念品を節目支給します。外出支援等、高齢者の在宅生活を支援する各事業の見直しを図ります。介護予防事業は、下松市版の「いきいき百歳体操」の動画を作成し、コロナ禍における高齢者の運動機能及び認知機能の維持・向上を図ります。ケアマネジャーとリハビリ職が利用者宅へ同行し、ケアマネジメントの強化と利用者自身の意欲アップに取り組みます。

高齢者一人一人の状況に応じてきめ細かに対応するため、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施します。

障害者が生き生きと暮らすことができるよう、障害者スポーツや文化芸術活動への参加を促進します。

(5) 災害に備えた避難支援体制づくり

社会福祉施設を運営する法人と連携し、福祉避難所設置・運営の訓練等を実施し、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう体制整備を図ります。

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、自主防災組織など、地域の支援者との間で必要な情報の共有を図るとともに、移動手段のない対象者が避難時にタクシーを利用した費用の一部を助成し、早期の避難を促します。

3 子育て環境の充実

(1) 妊娠・出産の支援の充実

子どもを授かることを希望する夫婦に対して、不妊・不育症治療費の一部を助成し、子どもを生き育てやすい環境づくりに努めます。

多胎妊娠の妊婦が、妊娠期を健やかに送り、安心して出産を迎えることができるよう、多胎妊婦健康診査支援事業に取り組みます。

子どもの健やかな成長発達を支援するため、3歳児健康診査において視覚検査で屈折検査を導入するとともに、「ことばの相談」の実施回数を増やす等、母子保健事業の一層の充実を図ります。

(2) 子育て支援の充実

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図ります。

くだまる子育て応援アプリ「母子モ^{ほしも}」により、県が整備する子育て A I コンシェルジュと連携し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行います。

家庭児童相談業務は、子ども家庭総合支援拠点の更なる充実を図るとともに、児童虐待に関する情報共有システムを活用する等、関係部署との連携強化を図ります。

子どもの医療費助成制度は、小学校 6 年生までの全ての子どもと中学生入院分を無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化の対象とならない 3 歳未満児に対しても、本市独自の同時入所第 2 子以降保育料無料化事業を継続し、幅広い子育て支援を図ります。

(3) 保育・幼児教育の充実

子どもたちに安全安心で美味しい給食を安定的に供給できる体制を長期的に維持するため、潮音保育園の給食調理業務の民間委託を開始し、運営の安定化を図ります。

学童保育は、久保児童の家 2 を新規開設し、受入体制の拡充を図るとともに、下松小学校敷地内に下松児童の家 3 及び 4 を建設し、利用児童の通所の安全確保に努めます。

施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

(4) ひとり親家庭福祉の充実

ファミリー・サポート・センターのひとり親家庭等利用料助成金は、利用料の半額を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

第2章 生活環境

1 生活の安全性確保

(1) 防災・減災対策の強化

災害情報伝達手段は、防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、防災情報伝達手段の多重化を図るため、防災ラジオの普及に努めます。

地域防災力の強化は、地震や集中豪雨などの自然災害に対応できるよう、出前講座、自主防災組織の設立支援及び備蓄品の整備などに取り組むとともに、防災作文コンクールや防災ウォーキングを通じて防災・減災意識の向上を図ります。

最大規模の高潮を想定した高潮ハザードマップの作成・全戸配布を実施することで、避難行動の周知・啓発を図ります。

(2) 消防・救急体制の充実

自然災害に対応するため、消防職団員の教育訓練に努め、消防力の強化を図ります。

「高規格救急車」の更新配備や「ビデオ喉頭鏡」の運用開始に向けた環境整備を行い、救命率の向上に努めます。

住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、「住宅用火災警報器」の設置及び維持管理による住宅防火対策を推進します。

(3) 防犯・交通安全対策

地域防犯ボランティアの加入促進及び育成に努め、市民、地域、事業所による防犯パトロール活動を展開することにより、安全安心な地域社会づくりを推進します。

夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、LED防犯灯の設置及び維持管理に要する経費の助成を行います。

交通安全対策は、様々な機会を活用し、交通安全教育及び啓発活動の充実に努めます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の老朽化点検や建替え、街路灯のLED化を計画的に実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(4) 市民相談・消費者相談の充実

市民の相談窓口として、消費生活センターの機能強化に努め、消費者相談業務を更に充実させるとともに、見守りネットワークを活用することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止に努めます。

成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルを未然に防止するため、若年層を対象とした啓発活動に積極的に取り組みます。

「うそ電話詐欺」の拡大・被害防止のため、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

2 衛生的な環境づくり

(1) 廃棄物の適正処理とリサイクル

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみ排出量の減量化とリサイクル率の向上を図り、循環型社会の形成を推進します。

家庭ごみ収集運搬業務は、民間事業者に委託し、継続的かつ安定的な家庭ごみの適正処理を推進します。

出前講座などを活用し、^{スリーアール}3Rによるごみの減量化・資源化の意識啓発に積極的に取り組みます。

4か国語に対応した家庭ごみ分別ポスターを作成し、外国人のごみ出しの支援を充実させます。

し尿の収集・処理は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、適正なし尿処理体制を維持します。

(2) 墓地・斎場の整備・管理

新斎場の建設に伴い、周辺地域の生活環境の向上を図ります。

墓地区画の適正管理のため、現地調査や台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

旗岡墓地の納骨堂及び墓参道法面の補修工事等を行い、市営墓地の環境整備を図ります。

3 地域の環境保全

(1) 環境負荷の低減

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の調査を行い、継続的な環境監視に努めます。

地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境学習等を通じて、環境問題や環境保全に対する意識の高揚を図ります。

温室効果ガスの排出抑制、枯渇性資源の使用削減及び市民の環境保全意識を高めるため、市指定の燃やすごみ袋に、再生可能な植物由来の資源を原料に使用したバイオマスプラスチックを採用します。

(2) 環境美化の推進

快適環境づくり推進協議会の活動を支援し、市内一斉ごみゼロ運動や河川清掃など、市民参加型の環境美化活動を推進します。

大規模な廃棄物の不法投棄を防止するため、定期的にパトロールを実施し、早期発見・早期対応に努めます。

野犬の減少に向けて、終生飼養^{しゅうせいしやう}を周知啓発するとともに、野犬パトロールを実施するなど、県と連携して野犬対策に取り組みます。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

「都市計画マスタープラン」に基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

人口減少社会の到来を踏まえ、持続可能な都市とするため、都市機能や居住機能を集約する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指し、「立地適正化計画」の策定を進めます。

大規模盛土造成地21か所において、安全性の確認・把握のための調査を行います。

地籍調査は、河内（あざさち字幸が丘^{おか}）周辺地区の地籍図や地籍簿を作成するとともに、河内（あざみなみであい字南出合）周辺地区の地元説明会や調査測量等を実施します。

(2) 市街地の整備

豊井地区まちづくり整備事業は、「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき、地区内の都市基盤整備を図るため、都市計画道路豊井恋ヶ浜線沿道整備街路事業の認可の取得や用地等の補償を行うとともに、都市再生整備計画事業として生活道路の築造に着手します。

住居表示は、未実施地区の実施に向けた調査や地元協議等を進めます。

2 都市基盤の整備・管理

(1) 道路網の整備・管理

重要物流道路に指定されている国道188号の災害防除や代替機能を持つ下松・光間道路の整備に向け、光市と連携し、県や商工会議所等と協議を進めます。

市道は、平田昭和通り排水路改良工事、中央線歩道改良工事、花岡八幡通り交差点改良工事及び老朽化した舗装の改良工事等を実施します。

都市計画道路大海線は、平田昭和通りから県道下松鹿野線までの区間の道路築造工事を行い、整備工事を完了します。

都市計画道路青木線は、平田昭和通りから都市計画道路城山通線（城山通り）までの区間の事業化に向け、測量設計、青木橋の橋梁予備設計及び地質調査を実施します。

橋りょう等は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検を実施します。

通学路等の防草対策を強化するとともに、道路パトロールやボランティアへの材料支給などを実施し、道路の維持管理に努めます。

県道は、徳山下松線の切戸大橋及び平田橋の架け替え、^{おそごえ}瀬越下松線、笠戸島線及び都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）の拡幅事業が進められます。

（２）都市防災

河川事業は、準用河川宮本川の改修工事や水無川の大規模^{しゅんせつ}浚渫工事を実施します。

浸水対策事業は、豊井・恋ヶ浜地区及び末武平野の内水氾濫の軽減に努めます。

県事業は、切戸川、坂本川及び玉鶴川の河川改修、末武上地区の急傾斜地崩壊対策、奥迫地区、東豊井地区の砂防ダム建設、本浦地区の高潮対策等が実施されます。

災害発生時に、迅速な復旧工事を可能とし、市民生活の安全安心を確保するため、災害発生土処理場の整備を進めます。

（３）港湾機能の整備

港湾事業は、「徳山下松港港湾計画」に基づき、「国際バルク戦略港湾」をはじめとする整備が進められます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が実施されます。

(4) 下水道の整備・管理

「公共下水道事業経営戦略」に基づき、普及率の向上を図るとともに、市民生活に支障のないよう適切な維持管理に努めます。

汚水事業は、高橋地区の面整備を行い、人口普及率は90.3パーセントとなる見込みです。

雨水事業は、豊井・恋ヶ浜地区の雨水整備として、大谷川1号幹線整備工事及び大谷川ポンプ場の基本設計を行います。

老朽化対策は、処理場・ポンプ場及び管路施設について、「ストックマネジメント計画」に基づき、効率的・永続的な改築更新を進め、維持管理の強化を図ります。

地震対策は、「下水道総合地震対策計画」に基づき、花岡公民館にマンホールトイレを設置するほか、重要幹線である平田汚水中継ポンプ場からの圧送管を二条化するため、実施設計を行います。

(5) 上水道の整備・管理

「水道事業経営戦略」に基づき、安全安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の更新と効率化を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

配水管整備は、水圧・水量の改善のため、香力大通り、豊井地区等に配水管を布設するとともに、花岡配水区統合整備事業を行います。

老朽化対策は、岡の原配水管、切山線配水管等の更新を行うほか、東幹線水路改修事業、浄水場及びポンプ場の機械設備等の更新を行います。

耐震化対策は、若宮ポンプ所を更新するため、実施設計を行います。

3 居住環境の整備

(1) 住宅環境の整備・向上

市営住宅は、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、旗岡住宅B号棟の建設を行うとともに、既存住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修や維持補修工事を実施します。

民間住宅は、安全安心な暮らしを守るため、耐震診断や耐震改修補助を行うとともに、「空家等対策計画」に基づき、周辺に影響を及ぼしている危険空き家の解体に対して助成を行います。

(2) 公共交通の確保と施設の充実

米川地区での市有償旅客運送（コミュニティバス運行）を検証するとともに、笠戸島地区、久保地区等における、持続可能な公共交通のあり方を調査・研究します。

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成と、地域における輸送資源の効果的な活用のため、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ見直します。

岩徳線利用促進委員会に参画し、J R 岩徳線の利用促進に向けた取組を進めます。

(3) 緑地保全・都市緑化

新入学の児童生徒への切り花の配付等を通じて、花や緑に親しむ意識や明るい気持ちの醸成を図ります。

街路樹・公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

市道中央線の街路樹は、リフレッシュ事業による植替えを行います。

花いっぱいのもちづくりを推進するため、市民花壇に花苗の配布を行うとともに、下松スポーツ公園・米泉湖・玉鶴緑地に菜の花・ヒマワリ・コスモス等の季節の花を育成します。

(4) 公園の整備・管理

公園施設の長寿命化を図るため、点検・補修・改修等の適切な管理に努めるとともに、公園が身近な憩いの場となるよう、遊具や公園灯などの施設の更新を行います。

恋ヶ浜緑地公園は、駐車場の拡張工事を実施します。

(5) 都市景観形成

「景観計画」に基づき、市民、事業者及び行政の連携と協働によるまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

多様な担い手の確保・育成や地域農業の維持・活性化に向け、関係機関と協力し、地域での話し合いを進めます。

特産物の生産や農地の環境保全に取り組む団体への支援や園芸農家の活動を助成することで、地場産農産物の生産量の確保に努めます。

地元農林水産物の存在と良さを広く市民に体感してもらうため、生産状況や料理レシピの紹介動画の作成、スタンプラリーや親子体験教室の開催、学校給食での利用促進など、地産地消を推進します。

農業施設整備は、花岡幹線水路をはじめ老朽化した農道及び水路の整備に努めるほか、農村地域防災減災事業を活用し、大原^{おおはら}ため池の改修工事、^{たかはたかみ}高畑上及び^{むかいほっこう}向八口ため池の廃止工事を行います。

浸水対策は、河内地区に農業用揚水ポンプを設置します。

有害鳥獣の被害防止対策は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、「森林経営計画」に基づき、作業路開設や間伐を実施するほか笠戸島での修景伐採を行います。

民有林は、森林施業の地域活動を支援するとともに、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図るため、森林経営管理制度に基づき森林所有者へ将来的な経営管理に関する意向調査に着手します。

(3) 水産業の振興

水産資源の拡充のため、種苗放流を実施するとともに、キジハタ^{ぎょしょう}魚礁の設置やたこつぼ投入、海洋ゴミの回収を行い漁場環境の整備・保全を図ります。

県や漁業協同組合と連携し、新規漁業就業者の確保・育成に努めます。

栽培漁業センターは、種苗生産事業における魚介類の生産数の拡大に努めるとともに、魚食普及活動などを推進します。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

基幹産業である工業・物流業の一層の振興に向け、新規企業誘致を進め、既存事業所の事業拡張を後押しするとともに、中小企業の経営安定化を支援します。

本市産業の歴史をまとめる「ものづくりアーカイブズ」の作成や、小学生を対象とした「ものづくりのまち下松 工場見学会」の実施のほか、あらゆる機会をとらえて市内産業をPRすることで、「ものづくりのまち下松」を広く周知します。

新しい技術や商品の開発を促進するため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

各種制度融資、保証料の補給、小規模事業者経営改善資金利子補給を実施し、市内事業者の経営基盤強化を図ります。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

商業、文化、健康の中心的施設である「下松タウンセンター」の更なる活性化に向け、構成する団体が行う取組に対し支援します。

3 創業支援と就労環境整備

(1) 創業支援と雇用対策

長期化する新型コロナウイルス感染症対策として、経営相談窓口を強化するとともに、事業所が実施する感染症拡大防止対策に対する支援を行います。

市内の経済情勢の把握に努め、関係機関と連携し、地域経済の活性化に向けた取組を実施します。

「創業支援等事業計画」に基づき、関係機関と連携し、多様な創業の支援を行うとともに、総合的な創業支援体制の充実を図ります。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業や交流機会の確保、生きがい対策の充実に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者総合福祉センターの利用を促進するとともに、関係団体の活動に対し助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

安全安心で快適な教育環境を確保するため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、豊井小学校第1校舎改修及び本館・屋内運動場のトイレ改修、東陽小学校第1校舎・屋内運動場のトイレ改修などを行います。

花岡小学校第4校舎・配膳室改築の実施設計に着手します。

小・中学校特別教室の空調設置を計画的に進めることとし、中学校の未整備の特別教室に空調を設置します。

中学校給食センターは、大型調理機器等を計画的に更新します。

学校給食は、安全安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、食育と地元食材の活用を進めるため、「まるごと！下松給食の日」に笠戸ひらめを使った給食を提供します。

(2) 小・中学校教育の推進

次世代を担う児童生徒の「心豊かに生きる力」の育成に向けて、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

G I G Aスクール構想の実現に向けて、I C T機器を十分に活用できるよう、協働学習ソフトやデジタル教材の整備を行うとともに、I C T担当教育指導員を増員し、教員研修の更なる充実に努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を配置し充実を図ります。

不登校対策として、スクールソーシャルワーカーの派遣時間を増やすとともに、下松市教育支援センター「希望の星ラウンジ」の教育指導員等の研修体制を強化し、各小中学校と連携した不登校児童生徒への指導及び支援の充実を図ります。

教員業務支援員を全小中学校に配置し、業務時間を増やすとともに、中学校に部活動指導員を配置し、学校における働き方改革を推進します。

2 社会教育の充実

(1) 青少年の健全育成

放課後子ども教室や家庭教育支援事業、青少年相談事業などに取り組み、健全な青少年の育成を地域ぐるみで行います。

全中学校区を対象に実施している「地域未来塾」は、本年度、久保公民館においても開設し、地域との協働により、中学生の学習習慣の確立や基礎学力の定着を支援します。

図書館は、学校との連携による図書館教育やふるさと学習支援、読書通帳の普及に努め、子どもの読書活動推進を図ります。

(2) 生涯学習環境の充実

公民館は、「公民館施設整備計画」及び「社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、花岡公民館講堂改築工事を実施するとともに、米川公民館及び末武公民館の建替えに向けた協議を進めます。

図書館は、図書館本館、移動図書館、電子図書館それぞれの利点を活かして、市民に親しまれる情報拠点を目指します。郷土資料デジタルアーカイブやこれまでに作成したリーフレット等の歴史資料の利用促進により、地域の歴史と魅力を発信します。

(3) 生涯学習の推進

公民館での各種団体の活動を支援し、育成に努めます。

出前講座や生涯学習情報コーナーの活用を推進するとともに、学術機関との協働により、生涯学習機会の拡充を図ります。

「笑顔の写真コンテスト」や「くだまつ親子の日フェスタ」を開催し、様々な分野や世代を対象とした事業を展開します。

成年年齢の引下げに伴い、成人式に代えて、^{はたち}二十歳を祝う式典を開催します。

市民憲章は、まちづくりのための行動目標を示しており、市民憲章推進協議会を中心に幅広い世代へ働きかけ、市民への周知を図ります。

3 文化振興と文化財保護

(1) 文化活動の振興

市民美術展覧会等の文化行事の開催や、文化団体への支援により、市民による文化活動の活性化を図ります。

スターピアくだまつは、老朽化した設備を更新し、文化・生涯学習振興の拠点として一層の充実を図ります。

(2) 歴史・伝統の保護と活用

文化財等を適切に保護するとともに、「ふるさと下松」の歴史・文化を伝える各種資料を活用し、市民の関心を高め、誇りの醸成にもつなげます。

平成時代の記録冊子の発行に向けて、市史編さんの準備を進めます。

第6章 市民協働

1 協働体制の確立

(1) 市民と行政の情報共有化

多様な情報発信に努め、情報共有やまちづくりへの市民参画の機会拡大に努めます。

防災メールと統合した新たなメール配信サービスの構築等、市民が市政情報に触れる機会を増やすとともに、よりきめ細かな情報提供を目指します。

(2) 協働による地域活動の推進

地域課題の解決に向けて、自治会や地域コミュニティ団体等との連携、協働体制の確立を推進します。

県宅地建物取引業協会周南支部及び自治会連合会と連携し、自治会への加入促進に取り組みます。

地域担当職員制度の継続により、地域と課題解決に向けて協働で取り組み、地域力の向上を目指します。

(3) 民間活力を活用した協働

周南地域や県内の大学等と連携し、学生の地域活動への参画を促し、市民との様々な交流の機会を創出します。

2 にぎわい創出と魅力発信

(1) 観光拠点の充実

笠戸島の観光関連施設の連携を更に強化し、観光資源を活かした機能充実を図ります。

観光環境整備として、はなぐり海水浴場やハイキングコース、園地の整備を進めます。

(2) 観光産業の振興

「観光振興ビジョン」に基づき、民間主導による観光コンテンツの充実や情報発信強化を図るため、観光協会や商工会議所等、各種団体との連携・協働に努めます。

本年度で計画期間が満了となる「観光振興ビジョン」は、改訂版を策定します。

(3) スポーツ環境の充実

トラックワンアリーナや市民体育館等の長寿命化を進めるとともに、体育施設の今後のあり方について、利用状況等を踏まえ研究を進めます。休館中の温水プールは、改修に向けて作業を進めます。

(4) スポーツの推進

「スポーツ推進計画」に基づき、わがまちスポーツを中心とした競技スポーツやレクリエーションスポーツを推進するとともに、トップアスリートによる各種大会を受け入れ、交流事業を実施します。

スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会等と協働し、体力向上や健康づくりに取り組み、交流人口の拡大や地域の活性化を推進します。

(5) 多文化共生と国際交流

ホストタウン交流事業は、ベトナムの女子バドミントン選手や留学生等との交流を行います。

4か国語に対応した観光パンフレットを作成するほか、市内保育園・幼稚園への外国人講師の派遣事業を強化し、多文化共生のための国際理解や国際交流などの視点に立った取組を行います。

(6) 移住・定住の促進

「くだまる」やSNS、動画配信サイト、ふるさと納税を活用した効果的なシティプロモーションを展開し、本市の知名度の向上を図ります。

移住希望者と地域をつなぐ「ふるさと回帰支援センター」との連携や民間事業者との協働による起業支援、移住支援事業の活用により、移住・定住の促進に取り組みます。

3 人権の尊重

(1) 人権の尊重

一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携し、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

「男女共同参画プラン」及び「女性活躍推進計画」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

配偶者等からの暴力の防止、被害者の早期発見・支援に努めます。

女性活躍推進協議会と連携し、女性の職業生活における活躍支援に取り組みます。

次期プラン策定に向けて、市民及び事業所の男女共同参画に関する意識と実態把握のための調査を実施します。

第7章 行政管理

1 効率的な行財政運営

(1) 行政情報化の推進

「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、行政分野のデジタル技術の活用を進めます。

市民の身近な行政サービスを提供するため、マイナンバーカードの普及やカードの利用により各種証明書が取得可能な行政キオスク端末の設置など、市民の利便性向上や業務効率化に努め、デジタル社会に対応した市役所へと変革を進めます。

(2) 公共施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化や維持管理、統廃合を計画的に進めるとともに、指定管理者制度や民間活力導入などにより、総合的な施設マネジメントに努めます。

(3) 健全で効率的な行財政運営

「行財政改革推進計画」に基づき、社会の変革による行政サービスの多様化に対応した効率的な行財政運営を推進します。

「財政構造の見直し指針」に基づき、収支均衡の予算編成に向けた構造的な財源不足の解消など、自主・自立の行財政運営基盤を確立し、健全かつ安定した財政運営に努めます。

「人材育成基本方針」に基づき、職員の資質を高め、行政サービスの向上に努めます。

市税・使用料等の納期内納付の推進や着実な滞納整理を行うなど、公平・公正かつ適正な執行を図るとともに、ふるさと納税や市有財産の活用など、多様な自主財源の確保に努めます。

以上、令和4年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和4年2月15日

下松市長 國 井 益 雄